

令和7年12月15日から 「製品プラスチック」の分別収集が始まります!!

製品プラスチックとは、プラスチック素材100%でできているものです。
下記のように分別が変わります。

パターン① 資源ごみになります。

プラスチック製容器包装

 主にプラマークがついている
「容器」や「包装」



製品プラスチック

NEW

一边の長さ30cm未満かつ厚さ3mm未満
(手で曲げられる程度の硬さ)のもの



資源ごみ(プラスチック資源)

無色透明の袋にまとめて
入れて集積所へ

これまでどおり

変更

パターン② 燃やすごみになります。

製品プラスチック

一边の長さ30cm未満かつ
厚さ3mm以上



市の指定袋に
入れて
集積所へ



変更

パターン③ 燃やすことができる粗大ごみになります。

製品プラスチック

一边の長さ30cm以上



変更

井笠広域里庄清掃工場または
井原家庭ごみセンターへ



令和7年12月15日から、製品プラスチックの分別・資源化を始めます。
ごみの減量と資源循環につなげる取り組みです。ご協力をお願いします。

対象となる「プラスチック資源」の例

NEW

製品プラスチック

プラスチック素材
100%のもの

プラスチック製容器包装



このマークが
目印です。



日用品



屋外用品



文具用品、おもちゃなど



台所用品

次のものは「プラスチック資源」に入れないでください



汚れが落ちないもの



電池・電気で動くもの

特に注意



長さ30cm以上または
厚さ3mm以上のもの



ペットボトル本体



プラスチック以外の素材も使われて
おり、取り外せないもの



ひも類、ビデオテープ
・カセットテープ



在宅医療で使ったもの



ゴム・シリコン製品

こんな時どうするの？

Q1 : 汚れているものでも「プラスチック資源」に出せますか？

A1 : 汚れている場合は、水で洗ったりふき取ったりして、**汚れを取り除いてから**出してください。
なお、汚れが取れないものは「燃やすごみ」となります。

Q2 : プラスチック製容器包装のラベルやシールは付いたままでも出せますか？

A2 : 値札やシールなどは、はがさなくても構いません。

ただし、キャップやふたは外してください。また、中身は完全に使い切ってください。

Q3 : プラスチック製容器包装と製品プラスチックとで、袋を分ける必要がありますか？

A3 : 分ける必要はありません。ひとつの袋にまとめて入れてください。

Q4 : 衣装ケースやポリタンクなど、大きなものでも「プラスチック資源」に出せますか？

A4 : 一辺の長さが30cm以上のものは対象になりません。「燃やすことができる粗大ごみ」として、井笠広域里庄清掃工場（里庄町・無料）または、井原家庭ごみセンター（大江町・有料）へ持ち込んでください。
なお、大きさが30cm未満であっても厚みが3mm以上のものは「燃やすごみ」となります。

Q5 : 新しいごみの分別の仕方を確認する方法はありますか？

A5 : 「ごみの正しい分け方・出し方ガイド」改訂版に掲載します。令和7年10月ごろに配布する予定です。